

日本国特許庁（JP0）及びブラジル産業財産庁（INPI）間の
協力覚書

1. 目的

1. 本協力覚書の目的は、産業財産分野における日本国特許庁（JP0）とブラジル産業財産庁（INPI）（以後、「両庁」という。）の、両庁の所掌内での協力を進めることである。

2. 本協力覚書に述べられた制限の範囲内において、両庁は、日本及びブラジルの経済成長の推進に資する、産業財産に関する透明性と合理的な手続、及び産業財産保護の公衆啓発を含む、産業財産保護の改善のための協力を行う。

2. 技術協力

産業財産分野における技術協力の具体的な焦点領域は次のものを含む：

- (a) 産業財産保護制度及び運用に関する情報交換：法律、規則、ガイドライン／マニュアル、及び運用に関する情報交換；
- (b) 情報技術（IT）の使用：ITの利用における協力；特に、JP0の特許審査関連情報をINPIに利用可能とするため、JP0よりINPIに対する高度産業財産ネットワーク（AIPN）へのアクセス、また適当な場合におけるAIPNの利用に関する支援の提供；
- (c) データの交換：両庁の判断の範囲内における、両庁のデータベースに含まれる特許文献データの交換；
- (d) 統計データの共有：両庁の判断の範囲内における、産業財産行政に関する統計データの共有；
- (e) 情報の普及：インターネットを含む通信手段を通じた産業財産情報の一般公衆への提供に関する経験の共有；
- (f) 人材開発：財源の範囲内における、審査を含む産業財産行政のための日本又はブラジルにおける人材研修；
- (g) 両庁の役割に関する経験及び知識の交換：産業、技術及び経済の発展のための政策の推進を担う公的機関としての両庁の役割に関する、経験及び知識の交換；
- (h) 一般管理における経験の交換：人材、資質、財務、及び品質管理を含む両庁の一般管理における経験の交換；及び

- (i) 専門家派遣及び他の訪問：両庁の必要性に基づき、また財源の確保の範囲内において、特に本条で言及された項目に関連する事項の議論、又は活動を実施するための専門家派遣又は他の訪問。

3. 財源

両庁は、各庁の年次予算の中での必要資金の確保に応じて、本協力覚書に基づいて生じる活動に関与する各庁職員の旅費、日当その他の付加的な費用を負担する。

4. 合同委員会

合同委員会は、現在の協力覚書に基づく協力活動について議論し、実施することを目的として創設される。合同委員会の会合は、両庁の必要性に基づき、また財源の確保の範囲内において、両庁で決定する日に、ブラジルと日本で相互に開催する。

5. 変更

本協力覚書は、文書による両庁の相互の合意により変更される。

6. 国内法令

本協力覚書に基づく協力活動は、両国におけるすべての適用法令に従い実施される。

7. 評価

両庁は相互の合意により、本協力覚書に基づいて実施された活動の評価を行う。最初の評価は協力の初年の年末までに行われうる。

8. 期間と終了

1. 本協力覚書に基づく協力は2年間とする。

2. いずれの庁も、いつでも本協力覚書に基づく協力の終了を通知できる。協力は通知の日から 90 日後に終了するが、本協力覚書に基づいて進行中の協力活動に対しては、両庁により別途合意された場合を除き、影響を与えない。

9. 協力の開始

本協力覚書に基づく協力は両庁による署名が完了した日に開始する。

10. 協議

本協力覚書に基づく協力の過程において生じうるいかなる事項に関しても、適当な場合には、一方の庁は他方の庁と協議を行う。その過程において、必要に応じて本協力覚書の英語版が第一に参照される。

日本側により_____年____月____日、_____において、ブラジル側により_____年____月____日、_____において、日本語、ポルトガル語及び英語により署名された。

日本国特許庁（JPO）

ブラジル産業財産庁（INPI）

細野 哲弘
長官

ジョージ アビラ
長官